

(1) 最高戦争指導委員会議

6 1.7.0.0-13 05

REEL No. A-1076

0292

アジア歴史資料センター

極秘

第十四號

最高戰爭指導會議記錄

一一九一ニ一

Def. Doc
205

06

6 1.7.0.0-13

17.0.0.8
9

最高會議ハ十五日午後四時開催六時半散會セリ
「獨ソ」和平問題

外相ヨリ

八月二十八日外相ノ在京獨大使ニ對スル申入ノ次第アリタルカソ
ノ後在京大島大使ハ九月四日「ヒ」總統及「リ」外相ト會見シ調
合フ執行セリ總務「スタアマア」大使ノ攝取ニ就リ九月十四日
同大使フ引見セルニ「ヒ」總統ノ大島大使ニ晤レル所フ内容トセ
ル本國政府ノ訓電ニ甚キ獨政府ノ軍備フ傳達スル所アリタリトテ
右會見錄一別紙甲號一二付キ最高

ソノ除外相ハ「ス」大使ノ説明中獨政府ハ本問題ニ關シ帝國政府
ニ於テ「ソ」政府ニ對シ何等ノ措置フトラサルコトヲ希望スル點
フ明記シアルコトニ付キ注意フ喚起シ更ニ「ス」大使カ獨「ソ」
和平ソノ儀帝國ノ最高政策ニ關シ在京外交團ノ間ニ種々取扱次行
ハレ居ルコト心外ナリト述ヘ如何ニモ帝國政府ノ重要機密力公然
漏洩シ居ルヤノ印象フ有シ又艦海軍將校カ「ベネガア」海軍武官
等ニ對シ最高政策ニ關シ恣ニ討論シ居ル事實ニ付キ外相ノ注意フ
促セルコトニ付テセ之ヲ最高會議ニ報告シ報告シ監キタルカ右ハ
列席者一同ニ異常ナル衝動フ與ヘタリ。

「ソ」聯問題

外相ヨリ係官ノ作成セル假案文一別紙乙號一ヲ配布シ右ニ付キ獨

外務省

6 1.7.0.0-13

07

6 1.7.0.0-13

0293

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

「ソ」和平問題ニ引継キ自由討議フ試ミタル處本件ヘ頭ル達大間
題ニ關シ特ニ機密保持ノ必要ナル點強調セラレ就中在滿利権南権
太謀波ソノ他ノ重要問題ニ關シ日「ソ」關係調整ノ爲メ提供セラ
ルル問題ハ複雜重要フ極メ居ル爲メ會議へ結局何等ノ結果ニ達セ
ス唯斯カル問題フ事務的ニ取扱フコトハ國々辨論スルフ要ストノ
意見ニ一致シ本件ハ何レ「モスクウ」ニ於ケル日「ソ」交渉ノ經
過フ見ツツ之ト照應シテ方策ヲ決定スルフ要スル次第ナルフ以テ
外相ニ於テ基礎案フ作成スルコトニ落着セリ。

(B本標準規格B5)

S 1.7.0.0-13

08

外務省

0294

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

On the question of Ambassador Oshima, if the German war aims vis a vis Soviet Russia have changed, the Führer replied, that Stalin did not ask for peace negotiations when the German troops were on the Don and that the same holds good for Germany under the present circumstances.

S 1.7.0.0-13 09

REEL No. A-1076

0295

アジア歴史資料センター

an effective success will be given. The formation of many excellent new divisions is quickly proceeding.

The temporary loss of the Atlantic coast has not much importance for the new German submarines, as these submarines with their present radius can easily operate from other ports.

c) The German raw-material situation is safe, since Germany has sufficient reserves for two or three years.

3) Ambassador Oshima informed the Führer about the Japanese Government's suggestion concerning a separate peace between Germany and the Soviet Union. The Führer explained the German point of view as follows:

a) We have no indications that the Soviet Government is ready for an understanding with Germany. We believe that Stalin will try to come to an understanding with Germany only then, when he is convinced that he can not successfully continue the war or that, at least, his forces are not sufficient to defeat Germany.

b) If this should happen, a new political situation will be created.

c) The German Government fully appreciate the Japanese Government's suggestion. However, on account of the above-stated explanations, the German Government would be obliged, if the Japanese Government in this matter would refrain from all steps with the Soviet Government.

S 1.7.0.0-13

10

0296

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

DEUTSCHE BOTSCHAFT.

For His Excellency the Foreign Minister

Mr. Mamoru Shigemitsu.

Strictly confidential.

Summary of the conversation between the Führer and
Ambassador Oshima in the presence of the German

Foreign Minister - on September 4th., 1944.

- 1) In the beginning, the Führer informed Ambassador Oshima about the background of the events of July 20th. He declared that only a small group of liberalistic officers was involved in the plot. This group will be entirely eliminated. The German army itself has frustrated the planned coup d'état and is in charge of the purge. Consequently, the whole action will result in a considerable strengthening of the German fighting power.
- 2) The Führer gave a survey of the military situation on all fronts.
 - a) The German Eastern front is on the whole stabilized. The loss of territory is compensated by a considerable improvement of our means of communications and supply.
 - b) On the Western front the German High Command took back the German forces after the break-through of Avranches, in order to form new centers of gravity and to prepare a new offensive. The conditions for

S 1.7.0.0-13

14

029

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1076

計「」外交施策 = 關係件(裏) (一九・九・一)

第一 方針

帝國ハ現下、情勢ニ鑑ミ(一) 日ニ中立關係、維持及國交ノ好轉
 (二) 為ニ得ル限リ地圖ニ向、和平實現(三) 更ニ迅速、戰保証脱
 場合ニ在ケンソレ、利用ニ依ル情勢、好轉ニ努力為フソニ計シ速
 カニ活潑ナル外交ヲ行フ

之カ為特使ヲノル所ニ派遣シテ交渉ヲ行ハシム

第二 領領

一、交渉ノ目標

ソニ所、對日意圖ヲ元々打診シ我方ノ計ツレ提携、意圖
 ヲ徹底セシム日ノ國交ノ好轉ヲ計リ能フ限り大記、諸目
 標、達成ニ努ム

(一) 中立條約、建續又ハ強化

外務省

S 1.7.0.0-13

12

之カ為中立條約代ヘキトシテ或ハ中立條約下併立シテ左
 1. 諸取極、成立ニ努力シ

1. 中立條約ニ基シ義務、確認、中立條約、延長協約等

2. 不侵略條約

3. 善隣友好條約

4. 紛争、平和的解決協定(武力手段、拋棄)

5. 經濟協力協定

(二) 地圖ノ和平、斡旋

(三) 人道ニ及シ日鮮和平、仲介

(四) 独、山附壤又ハ軍械和平、場合、ソツノ歸属ヲ打診シ其ノ
 対日好意の終焉ヲ確保増進スルニ努力シト

二、並行的二行ノ外交

前項ニヨル交渉ノ外之ト併行シ且之カ成程ニ拘久左、諸問

外務省

13

S 1.7.0.0-13

0298

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1076

言付日ソ間ニ協議レ能フ限りノ解ニ到達スルニ
 (一) 一方日滿蒙承、他方ソシ及外蒙向國境確立
 (二) 太國境ニ於ケル武裝地带、設立(或ハ軍備)相互通報
 (三) 太國境ニ於ケル紛争、平和的處理方法
 (四) 日滿對ソシ物資交易
 尚其他、日ソ間ノ諸費事ニ付テモ之ヲ解決ラ固リ且日ソ
 尚ノ不必要ナル東蒙ヲ除キス
 三、ソシ施ヨリ、需求ニ計スル措置
 城方ヨリ、支那ニ計スルソシ、賄貢、珠ニソシ例ヨリ想起スルエト
 パルキ代價、需求如何ニ付テハ、勘測困難ナルカ核不
 相マラルル需求ノ目左ノ通り
 (一) 津輕海峽ノ通航容認
 (二) 日ソニ莫不條約ノ廢棄改訂

外務省

6 1.7.0.0-13

14

(三) 满蒙確拠主義
 (四) 大滿鐵道ノ讓渡
 (五) 满洲内蒙蒙古、又那其大東西圓内ニ於ケル所、平和的決
 納、參照
 (六) 满洲、松江ノソシ聯勢力範囲、承認
 (七) 内蒙大ニ於ケルソシ聯勢力範囲、承認
 (八) 防共協定ノ廢棄
 (九) 三國條約及三國協定ノ廢棄
 (十) 南樺太ノ讓渡
 (十一) 北千島ノ讓渡
 右ニ付シテハ、世界情勢、急速ナリ進展、ソシ、松浦奔
 放ナル外交ニ付シテハ、重要ニ鑑ミ特使ニ於テ交渉時、
 情勢及ソシ側、双方ニ當面密商、從之、程度ヲ考量シソシ側

外務省

6 1.7.0.0-13

15

0293

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

事に達ニ成諾又ハ拒否ニ得ル様ノ汎ナヒ權限ヲ
福メ附與シ置クマノトス（城方、護歩隊及、腹堅隊不
別紙ノ通）

右ニ掲ケラレタル又ノ以外、フニ側ノ事半ニ付テハ極不特使
、裁量ニ委スルモ重要ナルモノニ付テハ精訓セシムエース
四獨ニ付ニテハ世尊承認確保ニ因シ日独フニ提携、イハ
テ復ニシテ我社ヲ施策アリ解ニシカク

外務省

S 1.7.0.0-13

16

別紙

一、社ツソレ弟ニ南席スル帝國ノ社ツニ護歩、隊度腹堅
一、フニノ中急の然度ヲ維持シ進ニテ日フニ國交好轉ニ如クスル
カ如キ何事カノ了解ニ達シタル場合

北鉄護渡、端恭ニ於ケル勢力範囲、承認、三國條約及三國
協定ノ全華並南岸太及北千鳥、護渡ヲ陰キフニ側要
ボヲ承認シ言文ナシ

二、独ツソレ和平実現、場合

南岸太及北千鳥、護渡ヲ陰キフニ側、軍事承認シ言文ナシ
三、フニ仲介ニ依ニ日華和平ノ實現、喝合

北千鳥ノ護渡ヲ陰キフニ側要求ヲ承認シ言文ナシ

四、独ツ、山附壤又ハ單純和平、場合フニ=於テ一般和平ヲ斡旋シ実
現スル場合

フニ側要ハノ全面的ニ承認シ言文ナシ

外務省

S 1.7.0.0-13

17

0300

五、「ソ」対日態度悪化し帝國「ソ」対日戦の回避や」と
スニ場合

ソ側面から全面的に承認し至る

(註)

一北鉄復活及福島二大日本勢力範囲の承認付テハ既ノ

限リ培训セシムスノトス

ニ三國仲介及三国協定ノ脅迫並ニ南樺太及北千島

ノ裏添ニ付テ人培训セシムスノトス

外務省

S 1.7.0.0-13

18

第十四号

最高戰爭指導會議記録

一一九一ニ

Def. Doc
2051

最高會議は十五日午後四時開催六時半散会せり
（ソ）和平問題

外相より

八月二十八日外相の在京独大使に對する申人の次第ありたる
がその後在強大馬大使は九月四日ヒ總統及リ外相と會見し訓令
を執行せり然る處スマアマア大使の希望に依り九月十四日同大
使を引見せるにヒ總統の大馬大使に語れる所を内容とせる本國
政府の訓令に基き該政府の意圖を伝達する所ありたりとて右会
議録一編後甲等一に付各最高議會議に詳細報告を行ひたり。

その際外相はスマア大使の説明中独政府は本問題に關し當國政府
に於いてソ政府に對し何等の措置をとらざることを希望する旨
を明記しあることに付各自注目を喚起し更に「スマア大使が獨一ソ

外務省

S 1.7.0.0-13

19

030

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

相平その他の國の最級政要に關し在京外國の間に種々取扱法
行われ居ること心外なりと述べ如何にも該國政府の重要議會が
公然漏洩し居るやの印象を有し又陸海軍將領がベネチア海軍武
官等に於し最高政要に關し茲に討論し居る事異に付キ外相の主
導を促せることに付て、之を最高會議に報告し警告し置きたる
如右は列席者一同に異常なる衝動を與へたり。

（ソ）還問題

外相より係官の作成せる仮案文一別紙乙号一を風布し右に付
き獨ソ和平問題に引継き日田討報を試みたる處本件は頗る重大
問題に満し特に機密保護の必要な点強調せられ就中左満利權
開港太便その他の重要問題に關し日ソ間協調整のため提供せら
れ白い問題は複雑重要を極め居るため會議は結局何等の結論に達
せず詰かかる問題を事務的に收束うことは固く排除するを要す
との意見に一致し本件は何れセスコウに於ける日ソ交渉の経過

外務省

6.1.7.0.0-13

20

外務省

6.1.7.0.0-13

21

REEL No. A-1076

0302

アジア歴史資料センター

of Avranches, in order to form new centers of gravity and to prepare a new offensive. The conditions for an effective success will be given. The formation of many excellent new divisions is quickly proceeding. The temporary loss of the Atlantic coast has not much importance for the new German submarines, as these submarines with their present radius can easily operate from other ports.

c) The German raw-material situation is safe, since Germany has sufficient reserves for two or three years.

3) Ambassador Oshima informed the Führer about the Japanese Government's suggestion concerning a separate peace between Germany and the Soviet Union. The Führer explained the German point of view as follows:

a) We have no indications that the Soviet Government is ready for an understanding with Germany. We believe that Stalin will try to come to an understanding with Germany only then, when he is convinced that he can not successfully continue the war or that, at least, his forces are not sufficient to defeat Germany.

b) If this should happen, a new political situation will be created.

c) The German Government fully appreciate the Japanese Government's suggestion. However, on account of the above-stated explanations, the German Government would be obliged, if the Japanese Government in this matter would refrain from all steps with the Soviet Government.

On the question of Ambassador Oshima, if the German war aims vis à vis Soviet Russia have changed, the Führer replied, that Stalin did not ask for peace negotiations when the German troops were on the Don and that the same holds good for Germany under the present circumstances.

DEUTSCHE BOTSCHAFT.

For His Excellency the Foreign Minister
Mr. Mamoru Shigemitsu.

Strictly confidential.

Summary of the conversation between the Führer and
Ambassador Oshima in the presence of the German
Foreign Minister - on September 4th., 1944.

1) In the beginning, the Führer informed Ambassador Oshima about the background of the events of July 20th. He declared that only a small group of liberalistic officers was involved in the plot. This group will be entirely eliminated. The German army itself has frustrated the planned coup d'état and is in charge of the purge. Consequently, the whole action will result in a considerable strengthening of the German fighting power.

2) The Führer gave a survey of the military situation on all fronts.

a) The German Eastern front is on the whole stabilized. The loss of territory is compensated by a considerable improvement of our means of communications and supply.

b) On the Western front the German High Command took back the German forces after the break-through

REEL No. A-1076

0304

アジア歴史資料センター

対ソ外交政策に関する件一案一 一九、九、一一

第一 方針

帝国は現下の情勢に鑑み(一)日ソ中止開港の擁護及び国交の好訟
(二)なし得る限りソ連の和平実現。(三)更に既成の戰艦艦隊の協合
におけるソの利用に依る情勢の好訟に努むるためソに對し速かに
活潑なる外交を行ひ

これがため特使をソ連に派遣して交渉を行わしむ

第二 要領

一 交渉の目標

ソ連の対日意向を充分打聽しわが方の対ソ提携の意向を瞭解
せしめ日ソ國交の好訟を計り範囲限り左記の諸目標の達成に努
む

(一)中立條約の繼續又は強化

これがため中立條約に代るものとしてあるいは中立條約と

外務省

6 1.7.0.0-13

22

- 併立して左の諸取扱の成立に努む
- 1・中立條約に基く義務の確認・中立條約の延長予約等
- 2・不使略條約
- 3・善隣友好條約
- 4・紛争の平和的解決協定一武力手段の廃棄一
- 5・経済協力協定

(二)独ソ和平の斡旋

(三)必要に応じ日蔵和平の仲介

四 独の崩壊又は单独和平の場合のソの態度を打聽しその対日好
意的態度を確保増進するに努むること

一並行的に行うべき交渉

前項による交渉の外これと併合し且つこれが成否に拘らず左
の諸問題に付日ソ間に協議し能う限り了略に到達するに努む
(一)一方日滿蒙・他方ソ及び外蒙間國境確定

外務省

23

6 1.7.0.0-13

0305

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

〔〕右国境における非武装地帯の設定

一あるいは準備の相互的確
少一

〔〕右国境における紛争の平和的処理方法
國日商埠ソ連貿易

なあその他の日ソ間の諸懸案についてもこれが解決を図り
且つ日ソ間の不必要的な軋轢を除去す

〔〕ソ連よりの要求に対する措置

わが方よりの交渉にに対するソの態度常にソ連より提起すること

あるべき代償の要求如何については予測困難なるか流ね予想
せらるゝ要求項目左の通り

〔〕津輕海峡の通航容認

〔〕日ソ基本條約の廻業改訂

〔〕漁業権拡張

〔〕北滿鉄道の譲渡

外務省

0306

S 1.7.0.0-13

24

〔〕滿洲・内蒙古・支那その他大東亜圏内におけるソ連の平和的
活動の承認

〔〕満洲におけるソ連勢力範囲の承認

〔〕内蒙古におけるソ連勢力範囲の承認

〔〕防共協定の廻業

〔〕三国條約及び三國協定の廻業

〔〕南樺太の譲渡

〔〕北千島の譲渡

右に対しては世界情勢の急速なる進展・ソ連の活潑奔放な
外交に対応する必要に鑑み特使において交渉時の情勢及び
ソ連のわが方要求容認の程度を考慮しソ連要求を速かに応諾
又は拒否し得るよう広汎なる権限を予め附與し置くものとす
一わが方の譲歩限度の廻業概ね別紙の通り

右に掲げられたるもの以外のソ連の要求に付ては處ね特使の

外務省

S 1.7.0.0-13

25

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

裁量に委するも重要なものに付ては諮詢せしむるものとす
ソに対しては世界平和確保に關し日独ソ提携の必要を説示して
わが対ソ政策を了悟せしむるに努む

外務省

S. 1.7.0.0-13
S. 1.7.0.0-13

26

0309

アジア歴史資料センター

別紙
河ソ兩策に關する諸國の対ソ譲歩の限度腹案
ソの中立的態度を維持し進んで日ソ間交好軒に資するが如き何
等かの了悟に達したる場合
北洋議定・滿蒙における勢力範囲の承認・三國條約及び三国
協定の廢棄並南満太及び北千島の譲渡を除きソ側要求を承認し
差支なし
ソ獨和平実現の場合
南満太及び北千島の譲渡を除きソ側要求を承認し差支なし
ソの仲介に依る日將和平の実現の場合
ソの崩壊又は單獨和平の場合ソにおいて一般和平を斡旋し実現
する場合
ソ側要求を全面的に承認し差支なし
ソの対日態度惡化し帝國がソの対日戰を回避せんとする場合

外務省

S. 1.7.0.0-13

27

REEL No. A-1076

ソ側要求を全面的に承認し差支なし

（注）

「北洋謀叛及び滿洲における勢力範囲の承認に付ては能う取
り講和せしむるものとす」

「三國協約及び三國聯軍の處置並に南鮮太及び北千島の譲渡
に付ては講和せしむるものとす」

外務省

S 1.7.0.0-13

28

REEL No. A-1076

0308

アジア歴史資料センター

第三回十七號

最高會議記録（二〇・三・二六）

最高會議院議會へ三月二十一日午前十時ヨリ首相官邸ニテ開催。出席者へ最高會議構成員ノ外特ニ緒方國相出席。

小磯首相、重慶工作ニ付テ意見ヲ述へ之ヲ積極的ニ進ムル爲ニ緒方國相ト相談ノ上終成フ。東京ニ招クコトトシ外相ニ次テ陸海兩相ノ意見ヲ聞キタルカ何レモ氣來りセサリシモ源へ以前此ノ會議ニ於テモ意見アリシ如ク重慶ノ通シ者ト恩ヘルムモ源ヲ利用シテ重慶工作フ進ムルハ一案ト風フ次第ナレハ専ニ角東京ニ招致スルコトニ決シ五六日前後へ相内同僚着京セリ。

後ヘ諸調ニ鑑シ無電機及無電技術家ヲ隨伴シ居ラス依テ彼フシア

東京ヨリ直接重慶ト連絡セシメ重慶ノ意向ヲ知ルノ手段ナシ若シ之カ爲ニ想フ諸セハ彼フ取リ過スヤモ知レス寧ロ便宜ヲ供與シテ上海ヨリ無電機及無電技術家ヲ呼寄セシムル必要アリ。總ノ相手ハ重慶ノ報笠ナリトノコトナリ斯ノ如クシテ重慶トノ間ニ豫備工作進捗スルニ於テハ重慶及我方ノ代表者ト或ハ粵門等ニ會合シ話フ經ムルコトモ一案ナルヘシ。緒方國相へ直接重慶ニ乗込ミテ達支ナシト云ヒ居レリ。同相ハ總ト既ニ會見フ了シタルカ源ノ意見ハ南京政府ノ取消、日本側ノ一方的撤兵着手フ希望シ之ニ依ツテ重慶側トノ結合ヲ過メ得ん旨ヲ述へ居ル處之カ果シテ重慶ノ意思ナリヤ確メ得ルニ於テハ之ニ依リ交渉フ過メ得ヘシト考フ依テ今日配布ノ別案一別紙中、中日全面和平實行案ニ付テ審議ヲ進メ

ト達フ。次ニ

諸方聞音省 詳細ニ同相力 毎日新聞フ 主事シ居リタル當時 南方旅行
ノ途上海ニ於テ遇ト會見數時間ニ亘り意見ノ交換フ爲シタル經緯
ヨリ 説明シ得フ 途シテ重慶側ノ意肉フ確メ之ト交渉フ道ムルノ可
然コトヲ途ヘ今回東京ニ歸テ會見シタル結果得タル様ノ意見ニ付

テ 大體首相ト同一内容ノ説明フ爲セリ。

移山陸相 総ヘ元東重慶ノ通シ者ト考ヘラレテ居ルフ以テ今回如何
ナル賛議フ以テ來京セル大體ナリヤ此ノ點フ充分ニ突止メタ上ニ
非レハ斯ル重大問題ノ相手トスルハ考ヘモノナリト述フ。

重光外相 職局今日ノ段階ニ於テ何等力外交的ニ打開ノ道ナキヤエ

外務省

付テハ外務當局トシテ日夜苦慮シ居ル次第ナリ。特ニ支那問題ニ
付テハ重慶工作ノ如キ當然慎重ニ考究セサルヘカラス。今日ノ議
題ニ關シテハ事余リニ重大ナルフ以テ自分一外相一ヘ自分ノ立場
ヲ明確ニシ置ク要アリ

元來楊ハ寧ロ重慶ノ通シ者ト考フレ居ル次第ヘ既ニ本會議ニ於テ
モ一致シタル意見ナル處自分一外相一ヘ移フ東京ニ招クコトニ付
キ遂々反對シ來レリ。約一ヶ月前首相ヨリ總招致ノ意肉フ承知シ
テ之へ考ヘ物ト思フカ隨海關相ノ意見フモ衡シテミテレタラヨ
ラウ自分モ考究シ置クヘシト考ヘタリ

爾來今日ノ會合ニ至ル迄本件ニ付テ何等ノ協議ニモ與リ居ラス從
フテ總招致ノ問題ヘ自分ハ何等ノ關係フモ有セサル次第ナルフ明

外務省

日本標準規格B5
S 1.7.0.0-13

32

ト達フ。次ニ

31

日本標準規格B5
S 1.7.0.0-13

REEL No. A-1076

0310

アジア歴史資料センター

ニシタシ、ノミナラス右ハ今日ノ重大ナル職局ニセ做ミ輔弼ノ實

任上ヨリモ明瞭ニシテ要スト信スルカ故ナリ。元來重慶工作
ハ御承知ノ通り首相カ外相ト協議シ國民政府軍事顧問フ活用シ南
京政府ヲ通シ行フコトニ最高會議ニテ決定シ居レリ而シテ此ノコ
トハ既ニ内交セラタルモノト心得居レリ。朱山文盲職任當時南

京政府軍事顧問職任換擇ノ名目ニテ南京ニ赴キ重慶工作エ付キ表
方ノ案ヲ南京政府ニ申入フ爲シタルハ御承知ノ通りナリ。其後本
會議ニ於テ重慶工作ハ主トシテ出发海外最高幹部ノ意見フ得シ
テ行フコトニ打合セフ了セル次第ナリ。

元來張成ハ重慶側ト書接ナル連絡ヲ有シ乍ラ北支ニ於テヘ新民會

ヲ據リ、後中央ニ於テヘ立法院院長トナリ日本側一部ノ瞭解フ
テ行フコトニ打合セフ了セル次第ナリ。

フ降テ重慶側ト連絡フシ居リタリ。汪精衛ヘ之ヲ知リ彼及彼ノ一
派フ捕縛處刑セントシタルカ、後日本側ノ要請ニ因リ彼フ許シ考
試院院長ニ左遷シ体裁フ様ヒタルコトアリ。

張成及莫ノ系統ノ者一過日本訪ノ前考試院長考充虎ノ如キモ同様
ナリ一ハ南京政府ニトリテヘ異分子ニシテ南京政府ノ倒壊フ目的
トシ、上海邊リニ於テ張リニ其ノ運動フナシタリ。上海ニ於ケル
日本人カ彼等ノ情報ニ感ハナレ反南京氣分トナル向多シ。朝日新聞
田村特派員ノ如キモ南京反對ノ情報フ張成ヨリ當ニ得居リシ模
様ニシテ諸方調相力上海ニテ張成ト會議サレタルハ其ノ時代ノコ
トナルヘシ

倘本件ニ付テハ恰モ一兩日前ヨリ各大使ヨリ一二電報アリタル

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.7.00-13

34

(日本標準規格B5)

S 1.7.00-13

33

031

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

以ナ己ニ列席者ニハ配布ノ手續フリタル次第ナルモ参考ノ爲ニ
今期讀スヘシ

(一) 案ニ柴山次官ヲシテ南京政府ニ申入レシメタル重慶側トノ交渉
ノ件ニ付テハ今般谷大使ヨリ報告一別紙乙、南京來電K第一
四號ニ接シタル處右ニ依レハ蔣介石ニ於テ日支和平ハ不可能
ト考へ居ルトノコトナリ

(二) 重慶工作ニ關スル谷大使ノ觀測及意見(一別紙丙、南京來電K第二
一二一號)ヲ披露シ、更ニ

(三) 周懋一參謀總長ハ楊成ト同一人物ナリト考フト述フート清水客
記官トノ會議(一別紙丁、南京來電K第一一六號)ヲ披露シタリ。
次テ外相ハ上海ニ重慶工作ニ關スル「ブローカー」アリ相内モ其

外務省

一人ナルカ最近歸京セル小川愛次郎ナルモノモ重慶工作ヲ熱心ニ
取上ケ居リ小川ハ滿鐵調查部關係ノモノニシテ滿鐵系ナリ彼へ上
高ニ於テ日支双方ノ間ニ在リテ意見ノ陳述フ圖リ極メテ有意義ノ
仕事フナシ居ル處重慶工作ニ付テハ楊トノ關係ノ外滿鐵關係ノ吉
武ノ筋ニシテ水谷周男爵(近衛公ノ令弟)フ上海ニ遣キ出シ何種(社)
等フ連絡者トン重慶工作ヲ行ヒ居ル一派ト關係アリ。小川ノ云フ
處へ楊ノ意見ト金夕同一ニシテ自分(外相)ヘ小川ニ關シテ斯ル
問題ニ關係スヘカラサルコトヲ説示シ置ケリ。之等ノ者ノ策動ハ
谷大使ノ報告ニヨリ極メテ明瞭ナリ

首裡 準備致ノ目的ハ重慶ニ關シ亞情報フル趣旨ニシテ情報蒐集
ニ付テハ最高會議ニ於テ之ヲハカリ別ニ機關ナカリシ次第ナリ

外務省

(日本標準規格B5)
S 1.7.0.0-13

36

(日本標準規格B5)
S 1.7.0.0-13

35

REEL No. A-1076

0312

アジア歴史資料センター

海相、相手ノ何人ナルヤフ充分突キ止メスシテ假會情報蒐集ニセヨ

一國ノ首相力重要ナル會議フナスハ如何ナモノナリヤ、會議ノ結果先方へ有力ナル情報ヲ得タルヘキモ我方ニトリテハ危險此ノ上ナシト考ヘタルトノ趣旨ヲ述ヘ

外相モ政府ノ中権部ニ在ル閣員相ノ會議へ既ニ彼等ノ重要視スル處ナルヘク、自分一外相一へ此ノコトノミニテモ此ノ情報力重慶フ經テ米國ニ達スル危險ニ付テハ戰慄フ儀ササルフ得スト述ヘタル

フ

外務省

(日本標準規格B5)
S 1.7.0.0-13 37

軍令部總長ヨリヘ別ニ意見ヲ述フル處ナク
首相ヘ所要ノ爲場所シ又同ニ當行スルコトトナリタリ
會議終了後附海外三相ノミトナリ本件ヘ余リニ無謀ノ舉ニシテ會議
開行ノ要ナシト云フニ意見一致セリ。尚附相ヘ柴山次官力懇ニ會議
チル時ノ様ノ話ニ依レハ諸方閣相ノ外ニ首相ニ直接攝ト會議シタル
コト確實ナリト語リ居リタリ。

外務省

(日本標準規格B5)
S 1.7.0.0-13

38

REEL No. A-1076

0313

アジア歴史資料センター

中日
和平

10

中華人民共和国
外交部

中日全面和平實行案
中日全面和平の打開は、現状の政治對立、軍事對立、經濟對立を解消するを原則とする。

實行案次の如し

第一 南京政府を即時解消すること

南京政府側に於て自發的に解消聲明を行ふこと

第二 南京政府解消と同時に重慶側の意志に基く者及び重慶側に於て承認する民間有力者を以て「意に依る」留守府へ中華民國國民政府南京留守府の政權を組織す

南京政府の解消發表と同時に、各地方政府、各軍隊、各民眾團體

より××氏擁護の通電を一齊に發して直ちに××氏が南京に留守

して主政を水民意を代表して全面和平を達せられた旨の總説

をなす

留守府成立と同時に留守府は重慶中央政府に對して留守府に

於て暫時の間地方秩序を維持してあるから、中央政府は速かに南京に還都され度々旨の通電を發す

留守府は同時にまた日本に對して全面和平のため速かに停戰撤兵されることとを希望する旨の通電を發す

第三 日本政府及び重慶政府は、南京留守府政權成立と同時に同政權を通じ相互に停戰撤兵の交渉を開始す

留守政權成立後、直ちに停戰及び撤兵に關し日華双方より軍事代表を出し紳士協定を祕密裡に結約す

停戰に関する正式發表は、重慶中央政府の南京還都と同時に行ふ

S 1.7.0.0-13

40

S 1.7.0.0-13

39

極
祕

電信寫

乙

昭和二〇 四二九七 (暗一) 本館 南京 三月十六日二二〇〇發

十七日一四、二五着

K 第一二四號 頃長待號

(重) 處工作ニ關スル件一

周佛海ノ内報ニ依レハ輕ニ重慶ニ派遣セん聯絡者周文隆ヨリ一月六日附電同ナ以テ其ノ後ノ張詳、無式博、何應欽列席ノ下ニ蔣介石ニ面會シ重慶側ノ意図ヲ傳ヘタル重慶ハ現在米國ト聯合シ居ル關係上當日和平ハ不可能ナリ但シ此ノ「ルート」ハ管空シキマジニ(十語
既一越ナリ)

S 1.7.0.0-13

42

外務省

与南京解消と停戦撤兵の二問題を認め得べしとの結論に到達せば、總理の委任狀を所持する專使を重慶に特派するか又は双方の專使、粵閩等適當なる地點に會合することとし、蔣介石の眞意を直接確めるの要あるべし。重慶側の誠意を危んで躊躇すべきにありやる共に、事の重要性に鑑み直接蔣介石の眞意を確かめることなくして交渉に入り得ざること勿論なり。

S 1.7.0.0-13

41

REEL No. A-1076

0315

アジア歴史資料センター

極
祕

電信寫

S 1.7.0.0-13

44

ニシテ支那人へ大體ニ於テ歐洲ニ於テハ獨逸ノ敗退ヘ近ク必至ト觀
測シ東亞ニ於テセ日本モ久遂次敗退ノ他無シトノ見込ノ下ニ
ト此ノ際和平論ヲ始レハ日本側ハ極端ナル讓歩ヲ以テ之ニ聽從スル
可能性アリ
(二)大東亞戰爭ノ永引クコトハ支那ニ取りテモ破壞混亂殊ニ中央ノ勢
力擴張ヲ意味シ頗ル憂慮スヘキニ付日本ノ犠牲ニ於テ速ニ和平ヲ
恢復スヘシ
(三)日米論停ノ和平ヲ實現スル時ハ重慶ハ敗者ノ立場ヨリ一躍國際間
ニ於ケル和平ノ立役者トナリ而モ其ノ和平ハ米國等ノ參加ニ依リ
將來ノ保障ヲ得ルニ全ルヘシト云フニアリ
和平論出ル所必ス和平工作「ブローカー」生ルルハ常例ナルカ今
ノ「ブローカー」主トシテ「日本側カ蔣介石ニ誠意ヲ示ス爲ニハ何
ラ爲スヘキヤ」ヲ說キ廻ルヲ特徵トシ或ヘ日本軍ノ一方的撤退或ハ
國民政府ノ取消或ヘ日本軍ノ對軍艦攻擊停止ヲ勧ムルモ日本側カ誠

極
祕

電信寫

雨

昭和二〇 五三・四・五・七・一・九・三〇 (暗)
五三・四・五・六 本省 三月十七日一七三〇發
軍光外務大臣 大東亞大臣

谷大使

外務省

K第一二一號 寶館長符號(大至急)
支和平論ニ關スル件
最近戰局ノ急變ニ伴ヒ支那人民ニ復々和平論ヲ擁キ逃ル者出テ來タ
リツツアル處此ノ際最も注意スヘキハ是等ノ和平論力何時ノ例ニモ
無ク本來ノ日支和平論(日支和平ノ後支那力進テ木英ニ宣戰スルヤ
否ナハ別トシ結局和平ニ依リ木英ノ侵略ニ對シ東亞ノ保衛ヲ有利ナ
テシメントスル考)ニアラスシテ日本ノ敗退ヲ諒恕シ日支間ノミノ
和平ニ最早間疎トナラストノ前提ノ下ニ蔣介石ラシテ日米間ニ停戰
講和ヲ斡旋セシムヘク而シテ蔣ラシテ右斡旋ノ勞ヲ執ラシムルニハ
先ツ日本側ニ於テ誠意ヲ示シ蔣ノ立場ヲ衝テ又ハ暗黙ノ間ニ諒解ヲ
取付ケ蔣ノ出馬ヲ促スラ要スト云フニアリ
是等和平論ノ動機ヲ觀察スルニ其ノ大前提ト爲スモノハ固ヨリ戰局

S 1.7.0.0-13 43

REEL No. A-1076

0316

アジア歴史資料センター

極
祕

電信寫

S 1.7.0.0-13

46

ニ自信ラ與フルコトトナリ其ノ我國内外ニ及ハス影響真ニ測リ知ル
ヘカラサルセノアリト信ス此ノ邊既ニ充分御考應濟ト并察セラルル
モ爲念

外務省

極
祕

電信寫

S 1.7.0.0-13

45

意ヲ示シタル結果ニ付テハ何等ノ保障ヲ爲サス唯「日本ガスカル誠
意ク示セハ蔣ハ東亞ノ大局ニ端ミ必スヤ日本ヲ諒解シテ暗黙ノ間ニ
日本ノ立場ヲ救濟スルニ努力スヘシ」ト言フニ止マリ又前記「ブロ
ーカー」連カ之以上言及シ得ヘキ地位ニアリトモ信セラレヌ要スル
ニ之等和平論者ハ長期戰ニ伴フ支那ノ弱點ヲ肯定シ乍ラ寧ロ日本ノ
窮状ヲ強調シ一此ノ點本便等ノ説明ト正反對一日本側有力筋ヨリ言
ハハ日本ノ重慶及米英ニ對スル無條件屈服ノ態度ヲ取付ケ以テ今後
米英トノ共同ノ對日政治攻勢ニ依リ前記(一)(二)(三)實現ノ情勢ヲ準備セ
ントスルモノト察セラル

外務省

REEL No. A-1076

0310

アジア歴史資料センター

**極
祕**

電信寫

S 1.7.0.0-13

48

サルヘカラス日本ハ全画和平實現セハ敵兵スヘシト言ヒ居ルニ斯
ル前後條件等ハ兄弟ノ間柄ニハ不要ナリ宜重ク一方的ニ敵兵ヲ勘
行スヘシ左スレハ重慶側ハ始メテ日本ノ誠意ラ覺リ米國等ニ對シ
テモ手ノ打方ヲ考ヘ得ヘシ或ハ國民政府ノ取消ヲ聲明スルコトモ
一案ナリ世俗ニ一人ノ女ト同様シツツ更ニ他ノ女ニ呼ヒ懲クルモ
相手ニサルル苦ナシ先ツ國天政府ヲ取消シテコソ始メテ重慶ニ呼
ヒ懲クル（二語既一ヲ得ヘシ）

二、日本ハ或ハ蘇聯ヲ頼リトスル虹ナルヤ計リ難キモ蘇聯ハ決シテ日
本ニ好感ラ有セス時期主レハ日本ニ宣戰スル危険スラアリ日本ハ
蘇聯等ヲ頼リトセス速ニ重慶ニ誠意ヲ示スヘシ重慶此ハ必スマ國
際商ニ立チテ中日兩國ノ利害ノ烏ニ奮闘スルニ至ルヘシ

三、日本力以上ノ如キ決心ラ烏スニ於テハ自方ハ喜ンテ重慶トノ交渉
ニ富ルヘシ然ラサレハ徒勞ナルヘキニ付畠分連絡ハセサル考ナリ
以上周密ノ談話ハ最近ノ重慶派一部ノ意見ヲ代表スルモノトシテ

**極
祕**

電信寫

S 1.7.0.0-13

47

**第
四
丁**

昭和二〇年四月二五九（暗）南京三月十五日〇九〇〇便
本省十六日一六〇〇着

電光外務大臣

谷大使

外務省

K第一一六號（館長符號）
（重慶工作ニ此スル件）

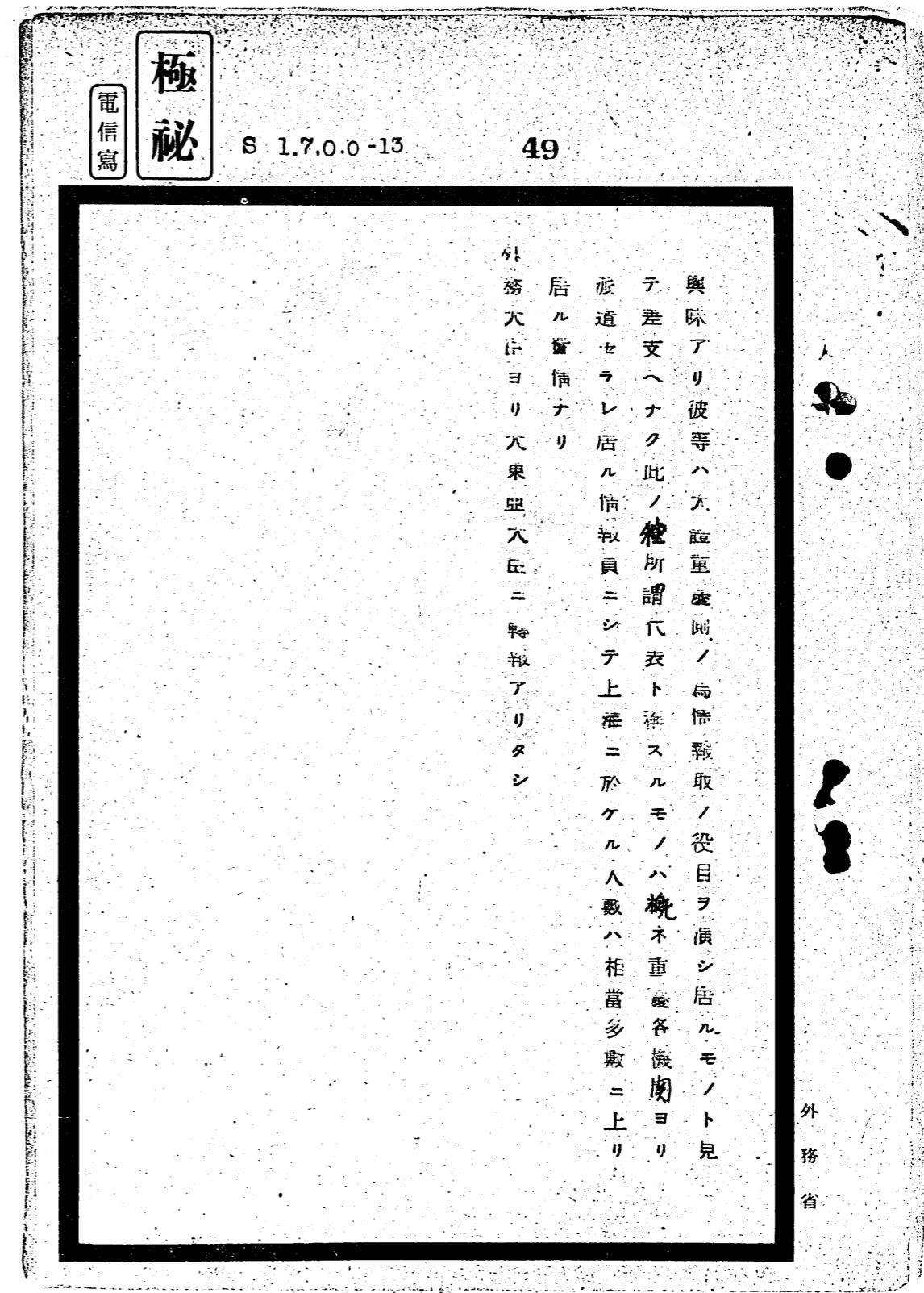
周密ハ昨年夏頃ヨリ上海ニ於ケル重慶側ノ情報貿ト連絡シ無電ヲ以
テ主トシテ重慶側ニ情報ヲ供給シツツアリシ處事前ニ現地日本側機
關ト何等連絡ナカリシ烏九月及十月ノ二回ニ亘り憲兵隊ノ手入ニ逢
ヒ無電台ヲ押收セラレタル烏具ノ後餘リ活動ラ烏シ居ラサル様様ナ
ルカ最近消息ニ封シ左ノ通り内話セル趣ナリ

一、米軍ハニ岸貢ヨリ硫黃島ニ巡ミ愈日本本土ヲ迫ラントシツツアリ
日本ハ速ニ戰爭ヲ打ヌラサレハ國力ヲ消耗シ盡シ再ヒ起ツ能ハサ
ルニ至ルヘシ之ヲ彼フノ道ハ中國ト合作シテ速カニ和平ヲ招來シ
生存ヲ計ルニ在リ之カ烏ニハ元ツ日本ヨリ重慶ニ對シ誠意ヲ示サ

REEL No. A-1076

0313

アジア歴史資料センター



極
祕

電
信
寫

S 1.7.0.0-13

49

輿論アリ彼等ハ大證重慶開ノ烏魯木齊取ノ役目ヲ済シ居ルモノト見
テ差支ヘナク此ノ種所謂代表ト稱スルモノハ概不重慶各機關ヨリ
派遣セラレ居ル情報員ニシテ上海ニ於ケル人數ハ相當多數ニ上リ
居ル眞情ナリ
外務大臣ヨリ大東亞大臣ニ轉報アリタシ

外務省

第四十七号

最高會議記録

(二〇、三、二六)

最高會議懇談会は三月二十一日午前十時より首相官邸にて開催。出席者は最高會議構成員の外特に緒方國相出席。

小磯首相 重慶工作に付て意見を述べこれを積極的に進むるために緒方國相と相談の上繆誠を東京に招くこととし外相に次で陸海兩相の意見を聞きたるが何れも氣乗りせざりしも繆は以前との會議においても意見ありし如く重慶の廻し者と思われるも繆を利用して重慶工作を進むるは一案と思う次第なればとにかく東京に招致することに決し五六日前繆は相内同伴着京せり

彼は予期に反し無電機及び無電技術家を随伴しおらず依つて彼をして東京より直接重慶と通信せしめ重慶の意向を知るの手段なし若しこれがために繆を遣せば彼を取り逃すやも知れずむ

しろ便宜を供與して上海より無電機及び無電技術家を呼寄せし

外務省

S 1.7.0.0-13 (50)

むる必要あり。繆の相手は重慶の載笠なりとのことなりかくの如くして重慶との間に予備工作進捗するにおいては重慶及び我方の代表者と或は専門等に会合し話を纏むることも一案なるべし。緒方國相は直接重慶に飛込みて差支なしと云い居れり。同相は繆と既に会見を了したるが繆の意願は南京政府の取消、日本側の一方的撤兵着手を希望しこれに依つて重慶側との話合を進め得る旨を述べ居る処これが果して重慶の意思なりや確め得るにおいてはこれに依り交渉を進め得べしと考う依つて今日配布の別案（別紙甲、中日全面和平実行案）に付て審議を進めた

と述ぶ。次に

緒方國務相 詳細に同相が朝日新聞を主宰し居りたる當時南方旅行の途上海において繆と会見数時間に亘り意見の交換を為したる経緯より説明し繆を通して重慶側の意向を確かこれと交渉を

外務省

S 1.7.0.0-13 (51)

0320

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

進むる可然とお覺え、今回東京において会見したる結果得たる御の意見に付て本体首相と同一内容の説明を施せり
梅山謙相、御は元老重慶の廻し者と考えられて居るを以つて今回如何なる資格を以つて來京せる次第なりやとの点を充分に論じめた上に非ればかかる重大問題の相手とするは考え方の致りと

地獄

直光外相、職局今日の段階において何等か外交的に打開の道をきや候竹では外務当局として日夜苦慮し居る次第なり。特に文部問題に付ては重慶工作の如意当然誠意に考慮せざるべからず。今日の議題に関しては事余りに重大なるを以つて自分（外相）は自分の立場を明確にし置く要あり

元老相はむしろ重慶の廻し者と看られ居る次第は既に本会議においても一致したる意見なる（自分（外相）は御を東京に領くことせに付子々反対し来れり。約一ヶ月前首相より総招致の意

肉を承知してこれは考え方のと風うが陳湯同様の意風をも微して少られたる上からき自分を看過し置くべしと答えたり。

而來今度の会合に至るまで本件に付何等の協調にも與り居らず候つて総招致の問題は自分は何等の關係をも有せざる次第なるを明にしたし、のみならず右は今日の重大なる職局にも僅み総相の兼任上よりも明瞭にし置くを要すと信ずるが故なり。元老相の兼任上よりも明瞭にし置くを要すと信ずるが故なり。元老重慶工作は御承知の通り首相が外相と協議し国民政府軍事顧問を活用し南京政府を通に行りことに最高会談にて決定し居れり而してこのことは既に内定せられたるものとな存居れり。總務重慶工作に付我方の案を南京政府に申入を為したるは御承知の通りなり。その後本会議において重慶工作は並として出先臥海外最高幹部の意見を徵して行うことに打合せを了せる次第なり

元老院議員重慶側と接觸する機会を有しながら本件にかゝれば新民会を経り、後半大にかゝれば立法院副議長となり日本側一部の瞭解を得て重慶側と連絡をし居りたり。眞理院はこれを知り接及び接の一派を諭解説せんとしたるが、後日本側の眞理院に因難被逐許し考取院副議長に左遷し体裁を整いたる事

（元老院議員重慶側と接觸する機会を有しながら本件にかゝれば新民会を経り、後半大にかゝれば立法院副議長となり日本側一部の瞭解を得て重慶側と連絡をし居りたり。眞理院はこれを知り接及び接の一派を諭解説せんとしたるが、後日本側の眞理院に因難被逐許し考取院副議長に左遷し体裁を整いたる事）

接觸及びその系統の者（過日來訪の上海財團英丸尾等類も同様なり）は南京政府にとつては分子にして南京政府の傾向を日躉とし、上海通りにおいて本邦にその運動をなしたり。上海における日本人が彼等の傾向に應はされ反蔣運動を大發展した（朝日新聞田村特派員の如きも南京反對の情報を傳媒より常に報じし接觸にして前方關係が上海にて接觸と會議され大なるはその時代のことなるべし）

本件に就ては餘も一四日前より各大使より二三電報あり

外務省

S 1.7.0.0-13

54

たるを以つて已に列席者には配布の手続をとりたる次第なるも参考のために今朗読すべし

(1) 義に崇山次官をして南京政府に申入れしめたる重慶側との交渉の件に付ては今般谷大使より報告（別紙乙、南京来电K第一一四号）に接したる処右に依れば蔣介石において日支和平は不可能と考え居るとのことなり

(2) 重慶工作に対する谷大使の観測及び意見（別紙丙、南京来电K第一二一號）を披露し、更に

（周彬（参謀総長は經賦と同一人物なりと考うと述べ）と清水書記官との会談（別紙丁、南京来电K第一一六号）を披露したり。

次で外相は上海に重慶工作に関する「プローカー」あり相内もその一人なるが最近帰京せる小川愛次郎なるものも重慶工作を熱心に取上げ居り小川は滿鉄調査部關係のものにして満鉄系

外務省

S 1.7.0.0-13

55

0323

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1076

なり彼は上海において日支双方の間に在りて意思の疎通を図り極めて有意義の仕事をなし居る専重慶工作に付ては總との關係の外滿鉄關係の吉武の筋にして本谷川易齋（近衛公の令弟）を上海に派遣出し何世誠等連絡者とし重慶工作を行い居る一派と關係あり。小川の云々は總の意見と全く同一にして自分（外相）は小川に対してかかる問題に關係すべからざることを曉示し置けり。これ等の者の策動は各大使の報告により極めて明瞭なり

首相 横濱致の目的は重慶に関して情報をとる趣旨にして情報蒐集に付ては最高會議においてこれをはかり別に異論なかりし次第なり

海相 相手の何人なるやを充分突き止めずして仮令情報蒐集にせよ一因の首相が重要な会談をなすは如何なものなりや、会談の結果先方は有力なる情報を得たるべきも我方にとりては危険

外務省

S 1.7.0.0-13

56

0323

アジア歴史資料センター

この上なしと考えらるとの趣旨を述べ

外相も政府の中権部に在る閣員との会見は既に彼等の重要觀する處なるべく、自分（外相）はこのことのみにてもこの情報が重慶を経て米国に達する危險に付ては戰慄を催さざるを得ずと述べたるに

參謀總長は外相と大体同趣旨の意見を述べ今日撤兵を行ひが如きは米軍に対して道を開くる如き結果となる危険を伴うものなりと述ぶ

軍令部總長よりは別に意見を述ぶる処なく

首相は所要のため退場し次回に続行することとなりたり

会議終了後陸海外三相のみとなり本件はあまりに無謀の挙にして会議続行の要なしと云々に意見一致せり。なお陸相は樂山次官が繆に会いたるときの繆の話によれば緒方國相のほかに首相も直接接觸と会談したること確実なりと語り居りたり

外務省

S 1.7.0.0-13

57

REEL No. A-1076

なお本件に付三月二十五日議会において陸海兩相と會談したる
兩相とも強く總理、緒方國相の処置を非難し緒方氏が東久邇宮
殿下に申上げ殿下の意向として總理の招きたるもの直ぐ帰すは
如何のものなりやと伝え居る点は何れも昔々しく感じたり。

S 1.7.0.0-13 58

0324

アジア歴史資料センター

外務省

中日全面和平実行案

中日全面和平の打開は、現状の政治対立、軍事対立、経済対立
を解消するを原則とする。

実行案次の如し

第一 南京政府を即時解消すること

南京政府側に於て自発的に解消声明を行うこと

第二 南京政府解消と同時に重慶側の意志に基く者及び重慶側に
於て承認する民間有力者を以て民意に依る「留守府」（中華民
国国民政府南京留守府）政権を組織す
南京政府の解消發表と同時に、各地方政府、各軍隊、各民衆
団体より××氏擁護の通電を一斉に發し、「直ちに××氏が南京
に留守して主政され民意を代表して全面和平を達せられかき」
旨の懇請をなす

留守府成立と同時に留守府は重慶中央政府に対し「留守府に

外務省

S 1.7.0.0-13 59

REEL No. A-1076

外務省

於て暫時の間地方秩序を維持しているから、中央政府は速かに南京に遷都されべき旨の通電を發す。

留守府は同時にまた日本に対し、全面和平のため速かに停戦撤兵されることを希望する旨の通電を發す。

第三 日本政府及び重慶政府は、南京留守府政権成立と同時に同政権を通じ相互に停戦撤兵の交渉を開始す。

留守政権成立後、直ちに停戦及び撤兵に關し、日華双方より軍事代表を出し、紳士協定を秘密裡に結約す。

停戦に関する正式発表は、重慶中央政府の南京遷都と同時に行う。

右、南京解消と停戦撤兵の二眼点を認め得べしとの結論に到達せば、總理の委任状を所持する専使を重慶に特派するか又は双方の専使向門等適當なる地点に会合することとし、蔣介石の真意を直接確かめるの要あるべし。重慶側の誠意を危んで躊躇すべきにあ

外務省

S 1.7.0.0-13

60

外務省

S 1.7.0.0-13

61

REEL No. A-1076

0325

アジア歴史資料センター

昭和二〇 四二九七 (暗)

南京 三月十六日一四二〇〇一発
本省 十七日一四二三三着

重光外務大臣
大東亜大臣

谷大使

K 第一一四号 館長符号

(重慶工作に関する件)

周仏海の内報によれば蘇に重慶に派遣せる連絡者周文謙より一月六日付書面をもつてその後張群、熊式輝、何應欽列席の下に蔣介石に面会し國府側の意図を伝えたる趣蔭は現在米国と連合し居る關係上対日和平は不可能なり但しこのルートは筋道しきをもつて(十語脱)趣なり

なお李應澄の内報によれば同人の趣子は二月上旬重慶に到着せる旨通報ありたる連絡の結果については未だ何等報告なき趣なり外務大臣より大東亜大臣に転報ありたし

昭和二〇 五三四五七 (暗) 南京 三月十七日一四二〇〇一発
五三四五六 本省 十七日一四二〇〇着

重光外務大臣
大東亜大臣

谷大使

K 第一二一號 館長符号、大至急

(一日支和平論に関する件)

最近戰局の急展に伴い支那人間に復々和平論を担ぎ廻る者出来たりつつある處此の際最も注意すべきは是等の和平論が何時の例にも無く本来の日支和平論一日支和平の後支那が進で米英に宣戰するや否やは別とし結局和平に依り米英の侵略に対し東亜の保衛を有利ならしめんとする考)にあらずして日本の敗退を予想して日支間のみの和平は最早問題とならずとの前提の下に蔣介石をして日米間に停戰講和を斡旋せしむべく而して蔣をして右斡旋の労を執らしむるには先づ日本側に於て誠意を示し將の立場を樹て又は暗黙の間に諒解を取付け將の出馬を促すを要すといふにあり

外務省

6 1.7.0.0-13

6 168

6 1.7.0.0-13 62

0326

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

是等和平論の動機を観察するに其の大前提と為すものは固より戰局にして支那人は大体に於て歐洲に於ては独逸の敗退は近く必至と観測し東亞に於ても日本も又逐次敗退の他端との見込の下に

「此の際和平論を唱れば日本側は極端なる讓歩を以てこれに聽從する可能性あり」

(一) 大東亞戰爭の永引くことは支那に取りても破壞混亂殊に中共の勢力拡張を意味し顧る憂慮すべきに付日本の犠牲に於て速に和平を恢復すべし

(二) 日米調停の和平を実現する時は重慶は敗者の立場より一躍國際に於ける和平の立役者となり而も其の和平は米國等の参加に依り将来の保障を得るに至るべし」というにあり

和平論出る所必ず和平工作ブローカー生るるは常例なるが今回
のブローカーは主として「日本側が蔣介石に誠意を示す為には何

を為すべきや」を説き廻るを特徴とし或は日本軍の一方的撤退或は国民政府の取消或は日本軍の対重慶攻撃停止を勧めるも日本側が誠意を示したる結果に付ては何等の保障を為さず唯「日本が斯かる誠意を示せば將は東亞の大局に鑑み必ずや日本を諒解して暗黙の間に日本の立場を救済するに努力すべし」というに止まり又前記ブローカー連がこれ以上言及し得べき地位にありとも信せられず要するにこれ等和平論者は長期戦に伴う支那の弱点を肯定しながら寧ろ日本の弱状を強調し一此の点本使等の説明と正反対一日本側有力筋より首はば日本の重慶及び米英に対する懸念件屈服の態度を收付け以て今後米英との共同の対日政治攻勢に依り前記

(二) 実現の情勢を準備せんとするものと察せらる

漠然これと心臓せられんが何分我方の必要とする相手方の情報を得ることなくして徒に我方の弱点を暴露し戦局重大の折柄重慶及び米英の政治的政勢に自信を與うることとなり其の我国内外に及ぼす影響眞に測り知るべからざるものありと信ず此の辺既に充分御参考^{参考}と拜察せらるるも為念

(一丁)

6 1.7.0.0-13 (66)

外務省

昭和二〇

四二四九

(暗)

南京

三月

十五日

一九四〇年

發

昭和二〇 四二五〇 (暗)

本省

三月

十六日

一九四〇年

着

重光外務大臣

谷大使

X 第一六号(箇長特急)

(重慶工作に関する件)

周^洋は昨年夏頃より上海における重慶側の情報員と連絡し無電を以つて主として重慶側に情報を供給しつつありし處事前に現地日本側機関と何等連絡なかりし為九月及び十月の二回に亘り憲兵隊の手人に遙ひ無電台を押収せられたる為その後余り活動を為し居らざる模様なるが最近清水に対し左の通り内証せる趣なり
ア米軍は比律^アより硫黄島に進み愈日本本土に迫らんとしつつあり日は速に戰争を打撃されれば國力を消耗し盡し再び起つ籠はざるに至るべしこれを教よの道は中國と合作して遠力に和平を招來し生存を計るに在りこれが為には先づ日本より重慶に対し誠意を示せざるべからず日本は全面和平実現せば敵兵はすべし

8 1.7.0.0-13 (67)

0328

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1076

と言ひ居るも斯る前提條件等は兄弟の問題には不要なり宜號く

一方的に撤兵を断行すべし左すれば重慶側は始めて日本の誠意
を覺り米田等に対しても手の打方を考え得べし或は国民政府の
取消を声明するととも一案なり世俗に一人の女と同棲しつつ更
に他の女に呼び懸くるも相手にさるる筈なし先づ国民政府を取
消してこそ始めて重慶に呼び懸くる（二説流）を得べし

一 日本は或は蘇聯皆頼りとする肚なるや計り難きも蘇聯は決して
日本に好感を有せず時頃重れば日本に宣戰する危険すらあり且
日本は蘇聯等を頼りとせず速に重慶に誠意を示すべし重慶側は

必ずや國務院に立ちて中日兩國の利益の為に奮闘するに至るべ

し

二 日本が以上の如き決心を為すにおいては自分は喜んで重慶との
交渉に當るべし然らざれば徒労なるべきに付当分連絡はせざる
者なり以上周^ホの談話は最近の重慶派一部の意見を代表するも

のとして興味あり徳等は大体重慶側の為情報取の役目を演じ居
るものと見て差支えなくこの種所謂代表と称するものは概ね重
慶各機關より派遣せられ居る情報員にして上海における人数は
相当多數に上り居る實情なり

外務大臣より大東亜大臣に転報ありたし